様式第三十五号（第十二条の三十五、第十二条の三十八、第十二条の三十九関係）

地下にある廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物、水銀処理物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）	

様式第三十五号（第十二条の三十五、第十二条の三十八、第十二条の三十九関係）

地下にある廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に締結されている廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第六条の二第四号に掲げる委託契約に対するこの省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第八条の四の二の規定の適用については、当該契約の更新までの間は、なお従前の例による。

3　この省令の施行の際現に埋め立てられている廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令による改正後の令第三条第三号ヌに規定する水銀処理物及び令第二条の四第五号ニに規定する廃水銀等を処分するために処理したものについては、新規則第五条の五第一項第五号及び第二項第五号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第五条の十第二項において準用する場合及び新規則第十二条の十一第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第五条の五の二第一項第四号及び第二項第四号の二の二（規則第五条の十の二第二項において準用する場合を含む。）、第五条の五の二、第五条の十第一項第五号、第五条の十の二第一項各号列記以外の部分及び第四号、第五条の十の二の二、新規則第十二条の十一の二第二項第三号ハ、第十二条の三十四第三項第六号及び第四項第三号、第十二条の三十五第二項第八号、第十二条の三十六第四号、第十二条の三十八第一項第五号（規則第十二条の三十九において準用する場合を含む。）並びに第十五条の八第三項第六号及び第四項第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○環境省令第十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百七十六号）の施行に伴い、及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条の五第一項第三号の規定に基づき、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月九日　環境大臣　山本　公一

金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部を改正する省令

金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（特別管理産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準）	（特別管理産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準）
第三条　（略）	**第三条**　（略）
2～5　（略）	2～5　（略）
6　令第六条の五第一項第三号イ(6)の環境省令で定める基準は、当該産業廃棄物に含まれる別表第一の一の項の第一欄に掲げる物質ごとに対応する同項の第二欄に掲げるとおりとする。	（新設）
7　令第六条の五第一項第三号イ(7)の鉱さいに係る環境省令で定める基準は当該鉱さいに含まれる別表第一の一の項から三の項まで、五の項、六の項及び二三の項の第一欄に掲げる物質ごとに対応する当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、同号イ(7)の鉱さいを処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は当該産業廃棄物に含まれる別表第一の一の項から三の項まで、五の項、六の項及び二三の項の第一欄に掲げる物質ごとに対応する当該各項の第二欄に掲げるとおりとする。	6　令第六条の五第一項第三号イ(6)の鉱さいに係る環境省令で定める基準は当該鉱さいに含まれる別表第一の一の項から三の項まで、五の項、六の項及び二三の項の第一欄に掲げる物質ごとに対応する当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、同号イ(6)の鉱さいを処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は当該産業廃棄物に含まれる別表第一の一の項から三の項まで、五の項、六の項及び二三の項の第一欄に掲げる物質ごとに対応する当該各項の第二欄に掲げるとおりとする。
8・9　（略）	7・8　（略）